

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>北根菖蒲線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一〇七九番一 ○地先から同市菖蒲町菖蒲字西堀九三 二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年一月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第四号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 二一〇・四〇メートル</p>	<p>備考</p>